

資治通鑑 第 212 卷

【唐紀二十八】 起著雍敦牂，盡旃蒙赤奮若，凡八年。

■唐、**突厥**突厥、続国訳漢文大成 経子史部 第 12 卷 156p

玄宗至道大聖大明孝皇帝上之下開元六年（戊午，718年）

■**突厥**春，正月，辛丑(37)，突厥の**毘伽可汗**(ビルゲ可汗、阿史那默棘連)は來たりて和を請う。之を許す。

■**[遺愛碑の禁止]**廣州の吏民は**宋璟**(去年廣州より入りて相となる)の為に遺愛碑を立てる。**璟**は上言す、「臣は州に在りて它の異跡無し、今臣の光寵を以て、彼の譏諛を成す。此の風を革ためんと欲すれば、望むらくは臣より始めん、請う敕下りて禁止せん。」

上は之に従う。是に於いて它州は皆な敢えて立てず。

■**[惡錢の禁止]**辛酉(57)，敕して惡錢(武徳四年に開元通宝錢を鑄る。その後盜鑄は漸く起る。頭慶五年に惡錢多きを以て、官は為に之を市い、一善錢を以て五惡錢に售る。民間は惡錢を藏し、以て禁の弛むを待つ。乾封以後、私錢は法を犯すこと日々に蕃し。舟筏を以て江中に鑄る者有り。詔して所在惡錢を納れしむ。而も姦亦た息まず。武后の時に錢、穿穴及び鉄錫銅液に非ざれば皆な之を用いるを得、熟銅・排斗・沙澁の錢は皆售る。是より盜鑄蜂起し、吏は能く捕らえる莫し。先天の際、兩京の錢益々濫なり。或いは錫を鎔かして錢を模し、須臾にして百十。故に今之を禁ず)を禁じ、重さ二銖四分以上にして乃ち行うを得る。人間(民間)の惡錢を斂めて之を熔かし、更めて鑄て式錢の如し。是に於いて京城は紛然とし、賣買は殆んど絶える。**宋璟**、**蘇頌**は請う、

「太府錢二萬緡を出して南北の市(方×)に置き、以て價を平らかにして百姓の售れざる之物を買い官用に充つ可き者、(12-157p)及び兩京の百官は豫め俸錢を假るを聽さん。庶くは良錢をして人間に流布せしめん。」

之に従う。

■**[蔚州の横野軍]**二月，戊子(24)，蔚州の横野軍(杜佑は曰く、横野軍は蔚州の東北140里、太原を去ること900里に在りと。此れ蓋し開元に軍を移す所の地を指す)を山北に移し、兵三萬を屯し、九姓之援を為す。拔曳固都督の**韻質略**、同羅都督の**毘伽末啜**、[雨習]都督の**比言**、回紇都督の**夷健頡利發**、僕固都督の**曳勒歌**等が各々騎兵を出せるを以て前、後、左、右軍討撃大使と為し、皆な天兵軍(并州の城中に在り)の節度を受けしむ。討捕する所有れば、宜しきを量りて追集す。事無ければ各々部落に歸りて生を營ましめ、仍ほ常に存撫を加える。

■三月，乙巳(41)，嵩山の處士の**盧鴻**を征して入見せしめ、諫議大夫に拜す。**鴻**は固辭す。

■**[反坐をやめる]**天兵軍使の**張嘉貞**は入朝し、其の軍に在りて奢僭なること及び贓賄を告ぐ者有り、按驗するに狀無し。上は告者を反坐(誣告人の得る所の罪を以て之を坐す)せんと欲し、**嘉貞**は奏して曰く、

「今若し之を罪すれば、恐らくは言路を塞ぎ、天下之事をして上達する由無からしめん、願わくは之を特赦すべし。」

其の人は遂に死を減ずるを得る。上は是に由りて**嘉貞**を以て忠と為し、大いに用いる之意有り。

■**[山人の范知璿の文學]**山人の**范知璿**の文學を薦める者有り、並せて其の為る所の文を獻じ、**宋璟**は之を判じて曰く、

「其の《良宰論》(當時の宰相を贊美)を觀るに、頗る佞諛に涉る。山人は當に極言讜議すべし、豈に宜しく偷合苟容すべし！文章が若し高ければ、自ら宜しく選舉に従いて試を求めるべし、別に奏す可からず。」

■夏，四月，戊子(24)，河南(河南府)の參軍の**鄭銑**、朱陽(洛州の県、河南省河洛道靈寶県の西南、現・三門峽市靈寶市)

の丞の郭仙舟は匱に投じて詩を獻じ、敕して曰く、

「其の文理を觀るに、乃ち道法を崇ぶ。時用に至りては、事情に切ならず。宜しく各々好む所に従うべし。」

並びに官を罷め、度して道士と為す。

■**突騎施**五月，辛亥(47)，突騎施(テュルギシュ)の都督の蘇祿為を以て左羽林大將軍、順國公と為し、金方道經略大使に充てる。

■**契丹**契丹王の李失活は卒し、癸巳(29)，其の弟の娑固を以て之に代らしむ。

■**郷飲酒禮**秋，八月，郷飲酒禮(唐の郷飲酒の禮は刺史・主人と為り、先ず致仕して郷に徳有る者を召して之を謀り、賢者を賓と為し、其の次を介と為し、其の次を衆賓と為し、之と禮を行う)を州縣に頒け、令して歲毎に十二月之を行わしむ。

■**州縣の官俸改革**唐初に、州縣の官俸は、皆な富戸をして錢を掌り、息(利息)を出だして以て之を給せ令む。息(利息)は倍稱に至り、破産する者多し。(在京諸司の官及び天下の官は公廩本錢を置き、典史を以て之を主らしめ、贏十の七を取める。富戸は幸いに徭役を免れ、貧者の破産者甚だ衆し)秘書少監の崔沔は上言す、

「請う州縣の官の得る所の俸を計り、百姓の常賦之外に於いて、微しく加える所有り以て之を給す。」(12-158p)之に従う。

■冬，十一月，辛卯(27)，車駕は西京に至る。

■**吐蕃**戊辰(4)，吐蕃は表を奉じて和を請い、舅甥(吐蕃は文成公主に尚するを以て舅甥の國と為る)親ら誓文に署し、及(統は又)び彼此の宰相をして皆な名を其の上に著わさ令めんことを乞う。

■**宋璟の人材登用提案**宋璟は奏す、

「括州の員外司馬の李邕、儀州(先天元年に帝の名を避けて箕州を改名)の司馬の鄭勉、並びに才略文詞有り、但だ性は異端多く、是非改變を好む。若し全く引進すれば、則ち咎悔必らず至らん、若し長く棄捐すれば、則ち才用は惜しむ可し、請う渝、硤二州刺史に除せん。」

又た奏す、

「大理卿の元行沖は素より才行を稱す、初めて用いる之時、實に僉議に允う。事に當る之後、頗る職(積×)に稱うに非ず、請う復た以て左散騎常侍と為し、李朝隱を以て之に代らしめん。陸象先是政體に閑(統は閑)し、寬にして非を容れず、請う以て河南の尹と為さん。」

之に従う。

玄宗至道大聖大明孝皇帝上之下開元七年(己未、719年)

■**大食**[サラセン侵入の救援要請]春，二月，俱密(吐火羅の東北、至拔州都督府緒瑟城、現・ウズベキスタンカタジキスタン)王の那羅延、康王(康居国、現・カザフスタン南部)の烏勒伽、安王の篤薩波提は皆な上表して言う、

「大食の侵掠する所と為る、兵の救援するを乞う。」

■**悪錢整理**太府(京北府)及び府縣(京東及び畿東)に敕して粟十萬石を出して之を糶し、以て人間の悪錢を斂め、少府に送りて銷毀す。

■**王毛仲は嚴察干力有り**三月，乙卯(51)，左武衛大將軍、檢校内外間廄使(唐の初め尚乘局を以て内外閑廄の馬十二閑を掌らしむ。既に内外間廄使を置き、専ら御馬を掌らしめ、因りて尚乘局を以て間廄使に隸す)、苑内營田使(苑内諸監は本、司農寺に隸す。今又た苑内營田使に隸す)の王毛仲を以て太僕卿を行わしむ。毛仲は嚴察にして干力有り、萬騎の功臣、間廄の官吏は皆な之を憚り、苑内の收める所は常に豐溢す。上は以て能と為し、故に寵有り。外第

有りとも、常に閑廐の側の内宅に居り、上は或は時に見ざれば、則ち悄然として失う所有るが若し。宦官の楊思勳、高力士は皆な畏れて之を避ける。

渤海[**渤海王の大祚榮卒す**]渤海王の大祚榮は卒す。丙辰(52)、其の子の**武藝**に命じて位を襲わしむ。

■[**墳墓の規模論争**]夏、四月、壬午(18)、開府儀同三司の祁公の**王仁皎**は薨ず。其の子の駙馬都尉の**守一**は**竇孝誥**(玄宗の外祖)の例を用い、墳を築くに高五丈一尺なるを請う。上は之を許す。**宋璟**、**蘇頌**は固く争い、以為く、

「令に准ずれば、一品の墳高は一丈九尺、其の陪陵者は高さ三丈に出ずる而して已む。**竇太尉**の墳は、議者は頗る其の高大を譏る、當時人の其の失を極言する無し、豈に今日に復た踵ぎ而して之を為す可けんや！昔**太宗**は女を嫁するに(194 卷太宗貞觀六年にあり)、資送は**長公主**に過ぎる。**魏徵**は進みて諫める、**太宗**は既に其の言を用い、**文德皇后**も亦た之を賞す。豈に**韋庶人**(韋后)が其の父の墳を崇び(208 卷中宗景龍元年)、號して**鄂陵**と曰い、以て自ら其の禍いを速やかにするが若きならん乎！夫れ**后**の父之尊を以て、其の墳を高大にせんと欲すれば、何ぞ難しと為すに足らん！而るに臣等は再三言を進める者は、蓋し中宮之美を成さんと欲す耳(12-159p)。況んや今日の為す所、當に無窮に傳え、永く以て法と為し、慎まざる可けん乎！」

上は悦んで曰く、

「朕は毎に身を正しくして下を率いんと欲す、況んや妻子に於いて、何ぞ敢えて之を私せん！然れども此れ乃ち人の言い難き所なり、卿は能く典禮を固守し、以て朕の美を成し、法を將來に垂れ、誠に望む所也。」

璟、**頌**に帛四百匹を賜う。

■[**日食は徳を修める**]五月、乙丑(1)朔、日之を食する有り。上は素服して以て變を俟ち、樂を徹し膳を減じ、中書、門下に命じて系囚を察し、饑乏を賑し、農功を勧めしむ。辛卯(27)、**宋璟**等は奏して曰く、

「陛下は人の隱かたみを勤恤するは、此れ誠に蒼生之福なり。然るに臣は聞く日食には徳を修め、月食には刑を修めるなり。君子を親しみ、小人を遠ざけ、女謁を絶ち、讒慝(ざんとく)を除くは、所謂徳を修める也。君子は言の行いに浮くるを恥じ(論語の憲問篇に、孔子曰く、君子は其の言の其の行に過ぎるを恥じる)、苟くも至誠を推して以て之を行なえば(左傳の語)、必ずしも數々制書を下さざる也。」

■[**吐蕃**][**再々の誓約必要なし**]六月、戊辰(4)、吐蕃は復た遣使して上親ら誓文に署するを請う。上は許さず、曰く、

「昔歲誓約已に定まる、苟くも信衷に由らざれば、亟々(しばしば)誓うは何の益あるや！」

■[**服喪期間の論議**]秋、閏七月、右補闕の**盧履冰**は上言す、

「禮に、父在れば母の為に服すること週年、則**天皇后**は改めて齊衰を服すること三年、請う其の舊に復せん。」

上は其の議を下す。左散騎常侍の**褚無量**は履冰の議を以て是と為す。諸人は争論し、連年決せず。八月、辛卯(27)、敕す、

「今より五服は並びて《喪服傳》文に依らん」

と、然れども士大夫は議論して猶ほ息まず、之を行うこと各々其の意に従う。**無量**は歎じて曰く、

「聖人は豈に母の恩之厚きを知らざらん乎？厭降(父の存命中は、母の喪服を減ずるをいう)之禮は、尊卑を明らかにし、戎狄を異にする所以也。俗情は膚淺にして、聖人之心を知らず、一たび其の制を紊れば、誰か能く之を正さん！」

■**[宋王の憲との関係]**九月，甲寅(50)，宋王の**憲**(四年に成器は名を憲と更む)を従して寧王と為す。上は嘗て復道中より衛士が食し畢り，餘食を竇中に棄てるを見，怒り，之を杖殺せんと欲す。左右は敢えて言うもの莫し。憲は従容として諫めて曰く、

「陛下は復道中より人の過失を窺い而して之を殺し，臣は恐る、人人は自ら安んぜざらんことを。且つ陛下は食を地に棄てる者を惡むは，食は以て人を養う可きが為也。今餘食を以て人を殺せば，乃ち其の本を失う無からん乎！」

上は大いに悟り，蹶然として起ちて曰く、

「兄な微かりせば，幾んど刑を濫るに至りしならん。」

遽に衛士を釋す。是の日，上は宴飲して歡を極め，自ら紅玉帶を解き，乗る所の馬を並せ以て**憲**に賜う。

■**冬**，十月，辛卯(27)，上は驪山の温湯に幸す。癸卯(39)，宮に還る。

■**突騎施**壬子(48)，突騎施の**蘇祿**を冊拜して**忠順可汗**と為す。

■**契丹**十一月，壬申(8)，**契丹王**の**李娑固**は**公主**と入朝す。(続は欠如)

【宰相の宋璟の名政】

■**[王仁琛の優遇の是非]**上は岐山(岐山県は隋が置き、岐州に属す。陝西省関中道、現・宝鸡市岐山県)の令の**王仁琛**(仁皎の群従)が，籓邸の故吏なるを以て，墨敕して五品の官を與え令む。(12-160p) **宋璟**は奏す、

「故舊の恩私は，則ち大例有り，除官の資歴は，公道無きに非ず。**仁琛**は向に舊恩に縁り，已に優改を獲たり，今若し再び超獎を蒙れば，遂に諸人に於いて類せず。又た是れ**后**の族なり，須く興言(衆人の言)を杜ぐべし。乞う吏部に下して檢勘せしめん，苟くも負犯無く，格に於いて應に留むべくは，請う資に依り稍注擬を優にせん。」

之に従う。

■**[宋璟の公正な人事]**選人の**宋元超**は吏部に於いて自ら言う、

「侍中の**璟**之叔父なり，優假を得ることを冀う。」(元超は饒假・寛容を得んことを冀う。今乃ち留注するを得ず。いわゆる枉を矯めて正に過ぎるなり)

璟は之を聞き，吏部に牒して云う、

「**元超**は，**璟**之三従叔(高祖を同じくす)にして，常に洛城に在り，多く參見せず。既に敢えて尊に縁りて輒ち隠れず，又た私を以て公を害するを願わず。向者に言無くば，自ら大例に依らん，既に聲聽有れば，事は須く枉を矯むべし。請う放たん。」

寧王の**憲**は奏す、

「選人の**薛嗣先**は請う微官を授けん」

と，事は中書、門下に下る。**璟**は奏す、

「**嗣先**は兩たび齋郎に選ばれる，灼然(すべてが明らかになる)として應に留むべきに非ずと雖も，懿親(親しい血族)之故を以て，固より應に微しく官資を假すべし。景龍中に在りて，常に墨敕(墨で書かれた皇帝の詔書、皇帝直々の詔書)の處分有り，之を斜封と謂う。大明の臨御より，茲の事杜絶し，一賞を行い，一官を命ずるは，必ず是れ功と才に縁り，皆な中書、門下を歴る。至公之道は，唯だ聖のみ能く行ふ。**嗣先**は幸いに姻戚に預る，法を屈すると為さず，臣等が商量するを許し，望むらくは吏部に付して知らしむべし，正敕を出さざらんことを。」

之に従う。

■[朝集使の送還]是より先、朝集使は往往にして貨を繼して京師に入り、春に及びて將に還らんとし、多くは官を遷される。宋璟は奏し一切勒還し、以て其の弊を革める。(賄賂を溜めて運動して帰還せず?)

■[劍南節度使の設置]是の歲、劍南節度使を置いて、益、彭等二十五州を領せしむ。

玄宗至道大聖大明孝皇帝上之下開元八年（庚申，720年）

■[群書整理]春，正月，丙辰(52)，左散騎常侍の褚無量は卒す。辛酉(57)，右散騎常侍の元行沖に命じて群書を整比(整理對校)せしむ。

■[蕭隱之の性急な惡錢対策失敗]侍中の宋璟は罪を負い而るに妄に訴えて已まざる者を疾み、悉く御史台に付して之を治せしむ。中丞の李謹度は謂って曰く、

「服して更に訴えざる者は之を出し、尚ほ訴えて未だ已まざる者は且く系すべし。」

是に由りて人は怨む者多し。會々天は旱し魃(旱神なり。神異經に曰く、南方に人有り、長さ二三尺、裸身にして目項上に在り、走り行くこと風の如し。其の名を魃と曰う。見る所の國、大いに旱し、赤地千里と。暑旱なり)有り、優人は魃の狀を作り上の前に戯る、問う、

「魃は何為れぞ出ざるや？」

對えて曰く、

「相公の處分を奉ず。」

又た問う、

「何が故ぞ？」

魃は曰く、

「冤を負う者三百餘人、相公は悉く以て獄に繋ぎて之を抑える、故に魃は出でざるを得ず。」

上は心に以て然りと為す。時に璟は中書侍郎、同平章事の蘇頌と建議して惡錢を嚴禁し、江、淮間の惡錢は尤も甚だし、璟は監察御史の蕭隱之を以て使に充て惡錢を括(調査)せしむ。隱之は嚴急にして煩擾し、怨嗟は路に盈れ、上は是に於いて隱之の官を貶す。辛巳(17)、璟を罷めて開府儀同三司と為し、頌を禮部尚書と為す。京兆尹の源乾曜を以て(12-161p)黃門侍郎と為し、并州長史の張嘉貞を中書侍郎、並せて同平章事と為す。是に於いて錢禁は弛み、惡錢は復た行われる矣。

■二月，戊戌(34)，皇子の敏は卒す、追いて立てて懷王(州を以て國号とす)と為し、諡して哀と曰う。

■[軍府重視]壬子(48)，敕して以わく、

「役は軍府よりも重きは莫し、一たび衛士と為れば、六十にして乃ち免ず、宜しく其の歲限を促め、百姓をして更迭して之を為さ使むべし。」

■[大食之西の三國の冊命]夏，四月，丙午(42)，遣使して烏長(烏菴、烏荼、Udyanaの訳。北印度のSwat河地方、ガンダーラの北、現・パキスタン北西部スワート渓谷周辺、クシャーナ朝~8世紀頃仏教繁栄)王、骨咄(饒沙の東、阿咄羅、思助建城に治す。東突厥第二可汗国の初代の阿史那骨咄祿あり、阿修羅の元は阿咄羅、現・タジキスタン)王、俱位(拘衛國、商彌、阿睢[風日]師多城に治す、大雪山勃律河の北、北印度の北境のChiralカイラル方面、慧超往五天竺国伝ではKunar河上流のChitral、現・アフガニスタンのアサダーバード付近)王に冊命を賜う。三國は皆な大食之西に在り、大食は之を誘いて唐に叛せんと慾し、三國は従わず、故に之に褒す。(この三国はガンダーラ地方で、パキスタンからアフガニスタンにあり)

■五月，辛酉(57)，復た十道按察使を置く。

■**[形要之家の子の外出]**丁卯(3), **源乾曜**を以て侍中と為し, **張嘉貞**を中書令と為す。**乾曜**は上言す、「形要之家は多く京官に任じ, 俊又之士をして外に沉廢せ使む。臣の三子は皆な京に在り, 請う其の二人を出さん。」

上は之に従う。因りて制を下して**乾曜**之公なるを稱し, 文武の官に命じて之に效わしめ, 是に於いて出づる者は百餘人あり。

■**[張嘉貞の四俊]****張嘉貞**は吏事強敏にし, 而して剛躁自ら用いる。中書舍人の**苗延嗣**、**呂太一**、考功員外郎員の**嘉靜**、殿中侍御史の**崔訓**は皆な**嘉貞**の引く所にて進み, 常に之と政事を議す。四人は頗る權を招き, 時人は語りて曰く、

「令公の四俊は, **苗**、**呂**、**崔**、**員**なり。」

■六月, 漚、穀の漲溢, 漂溺するもの幾んど二千人なり。

■**突厥****[張説は受降城の突厥を慰撫]**突厥の降戸の僕固都督の**勺磨**及び**[足夾]**跌の部落は受降城の側に散居し, 朔方大使の**王峻**は其の陰に突厥を引き, 軍城を陥しいれんと謀るを言い, 密に奏して之を誅さんと請う。**勺磨**等を誘いて受降城に宴し, 兵を伏して悉く之を殺し, 河曲の降戸は殆んど盡く。拔曳固、同羅の諸部は大同(大武軍。武后の大足元年、名を更む)、横野の軍之側に在る者は, 之を聞きて皆な恐懼す。秋, 并州長史、天兵節度大使の**張説**は二十騎を引き, 節を持して其の部落に即きて之を慰撫し, 因りて其の帳下に宿す。副使の**李憲**は虜情の信じ難きを以て, 書を馳せて之を止む。**説**は復書して曰く、

「吾が肉は黄羊(蒙古羊、蒙古ガゼル)に非ず, 必ず食わるるを畏れず。血は野馬(野生の馬)に非ず, 必ず刺すを畏れず。士は危きを見て命を致す, 此れ吾が死を效す之秋也。」

拔曳固、同羅は是に由りて遂に安んず。

■冬, 十月, 辛巳(17), 上は長春宮に行幸す。壬午(18), 下邳に敗す。

■**[諸王に群臣と交結を禁約]**上は諸王に禁約し, 群臣と交結せ使めず。光祿少卿駙馬都尉の**裴虛己**は岐王の**範**と游宴し, 仍ほ私に讖緯を挾む。戊子(24), **虚己**を新州に流し, 其の**公主**(睿宗の女霍國公主は虚己に下嫁す)を離す(離縁)。萬年の尉の**劉庭琦**、太祝(唐の太常寺に六人あり、正九品上)の**張諤**は數々(12-162p)**範**と飲酒して詩を賦す。**庭琦**を鞏雅州の司戸に, **諤**を山荘(漢晋の泰山郡に属す県、唐は齊州に属す。山東省濟南道長清県の東北40里、東臨道在平県、現・聊城市茌平区)の丞に貶す。然れども**範**を待つこと故の如し, 左右に謂って曰く、

「吾が兄弟は自ら間無し, 但だ趨競之徒は強いて相い托附する耳。吾は終に此を以て兄弟を責めざる也。」

と、上は嘗て不豫なり, 薛王の**業**の妃の弟の内直郎(唐六典に東宮に内直局あり、内直郎二人、符璽・織扇・几案・衣服の事を掌る。職は尚輦奉御)の**韋賓**は殿中監の**皇甫恂**と私に休咎を議す。事は覺わる, **賓**は杖死し, **恂**は錦州(武后垂拱二年に辰州麻陽県の地を以て、及び山洞を開きて錦州を置く。湖南省辰沅道麻陽県の西四里、現・懷化市麻陽ミャオ族自治県)刺史に貶せらる。**業**と妃と惶懼して罪を待つ, 上は階を降り**業**の手を執りて曰く、

「吾が若し心に兄弟を猜う者有れば, 天地は實に之を殛せん。」

即ち之と宴飲し, 仍ほ妃を慰諭し, 位に復せ令む。

■十一月, 乙卯(51), 上は京師に還る。

■**突厥****[突厥の嗽欲谷の戦略眼]**辛未(7), 突厥は甘、涼等の州を寇し, 河西節度使の**楊敬述**を敗り, 契苾(貞觀中に來たり降る。その部落を涼州に置く)の部落を掠め而して去る。是より先, 朔方大總管の**王峻**は奏す、

「請う西は拔悉密(酋長の姓は阿史那氏、蓋し突厥種なり), 東方は奚、契丹を發し, 期するに今秋を以てし**毘伽**の牙帳を稽落水(蓋し源を稽落山に導く)の上に掩わん。」

毘伽は之を聞き、大いに懼れる。噉欲谷(トニユクク、モンゴル国バイン・ツォクト遺跡にある東突厥時代の碑文の建立者、イルティリシュ・カガンの即位に貢献)は曰く、

「畏れるに足らざる也。拔悉密は北庭に在り、奚、契丹と相い去ること絶遠し、勢いは相い及ばず。朔方の兵は計るに亦た此に來たる能わず。必ず若し能く來たれば、其の至るに垂々とするを俟ち、牙帳を徙し北行すること三日、唐兵の食は盡きて自ら去らん矣。且つ拔悉密は輕々しく而して利を好み、王峻之約を得、必ず喜び而して先ず至らん。峻は張嘉貞と相い悦ばず、奏請は多く相い應ぜず、必ず敢えて出兵せず。峻の兵が出でざれば、拔悉密(バシュミル)は獨り至り、撃ち而して之を取るは、勢い甚だ易き耳。」

既に而して拔悉密は果たして兵を發して突厥の牙帳に逼り、而るに朔方及び奚、契丹の兵は至らず、拔悉密は懼れ、引いて退く。毘伽は之を撃たんと欲し、噉欲谷は曰く、

「此の屬は家を去ること千里、將に死戰せんとなす、未だ撃つ可からざる也。兵を以て之を躡^{あと}づげんに如かず。」

北庭を去ること二百里、噉欲谷は兵を分けて間道より先ず北庭を圍み、因りて兵を縦ちて拔悉密を撃ち、大いに之を破る。拔悉密の衆は潰走し、北庭に趨き、入るを得ず、盡く突厥の虜する所と為る。

■突厥[噉欲谷活躍で毘伽は默啜之衆を有つ]噉欲谷は兵を引いて還り、赤亭に出で、涼州の羊馬を掠め、楊敬述は裨將の盧公利、判官の元澄を遣わして兵を將いて之を邀撃せしむ。噉欲谷は其の衆に謂って曰く、

「吾は勝ちに乗り而して來たる、敬述は兵を出し、之を破るは必ずなり矣。」

公利等は刪丹(漢は張掖郡に統す県、後漢・晋は西郡の屬す。北魏は山丹と曰く。隋は復た刪丹と曰い、甘州に屬す、現・張掖市山丹県)に至り、噉欲谷と遇い、唐兵は大敗し、公利、澄は身を脱して走る。毘伽は是に由りて大いに振い、盡く默啜之衆を有つ。

契丹[契丹の可突干の罪を許す]契丹の牙官の可突干は驍勇にして衆心を得、李娑固は猜畏し、之を去らんと欲す。是の歲、可突干は兵を擧げて娑固を撃ち、娑固は敗れて營州に奔る。營州都督の許欽澹は安東都護の薛泰を遣わして(12-163p)驍勇五百を帥いて奚王の李大酺と娑固を奉じて以て之を討ち、戦いて敗れ、娑固、李大酺は皆な可突干の殺す所と為り、薛泰を生きて擒とし、營州は震え恐れる。許欽澹は軍を移して渝關に入り、可突干は娑固の從父の弟の郁干を立てて主と為し、遣使して罪を請う。上は可突干之罪を赦し、郁干を以て松漠都督と為し、李大酺之弟の魯蘇を以て饒樂都督と為す。

玄宗至道大聖大明孝皇帝上之下開元九年(辛酉、721年)

■春、正月、制して楊敬述の官爵を削り(刪丹の敗戦による)、白衣を以て涼州都督を檢校せしめ、仍ほ諸使(節度支度營田等の使)に充てる。

■丙辰(52)、蒲州を改めて河中府と為し、中都の官僚を置くこと、一に京兆、河南に准ず。

■丙寅(2)、上は驪山の温湯に幸す。乙亥(11)、宮に還る。

■[戸口の逃散を防ぐ法]監察御史の宇文融は上言す、

「天下の戸口の逃は移し、巧偽甚だ衆し、請う檢括(調査)を加えん。」

融は、弼(172 卷陳の宣帝太建七年にあり)之玄孫也、源乾曜は素より其の才を愛し、之に賛成す。二月、乙酉(21)、有司に敕して流移を招集し、巧偽を按詰する之法を議し以てせしむ。

突厥[突厥の毘伽を諭す]丙戌(22)、突厥の毘伽は復た來たりて和を求め使む。上は書を賜いて、諭し

て以わく、

「曩昔國家は突厥と和親し、華、夷は安逸にして、甲兵は休息す。國家は突厥の羊馬を買い、突厥は國家の繒帛を受け、彼此豊給す。數十年より來、復た舊の如くならざれば、正に默啜が信無きに由る、口は和し心は叛き、數々盜兵を出し、邊鄙を寇抄す、人は怨み神は怒り、身を隕し元を喪う(默啜を斬ること前卷四年にあり)、吉凶之驗は、皆な可汗が見る所なり。今復た前跡を蹈み、甘、涼を掩襲し、隨いて使人を遣わして、更に來たりて好みを求める。國家は天之覆うが如く、海之容れるが如く、但だ來情を取り、往咎を追わず。可汗は果たして誠心有れば、則ち共に遐福を保たん。然らざれば、使者を煩わして徒爾に往來する無かれ。若し其れ邊を侵せば、亦た以て待つ有り。可汗は其れ審らかに之を圖るべし！」

■【逃戸把握で八十餘萬戸】丁亥(23)、制す、

「州縣の逃亡の戸口は百日に自首するを聽し、或は所在に於いて附籍し、或は牒して故郷に歸すこと、各々欲する所に従わん。期を過ぎて首せざれば、即ち檢括を加え、邊州に謫徙せん。公私は敢えて容庇する者は罪に抵らん。」

宇文融を以て使に充て、逃移の戸口及び籍外の田を括せしむ、獲る所の巧偽は甚だ衆し。兵部員外郎兼侍御史に遷す。融は奏して勸農判官十人(通典及び新唐書には二十九人、通典には其の姓名を記す)を置き、並びに御史を攝し、天下を分行せしむ。其の新附の客戸は、六年の賦調を免ず。使者は競いて刻急を為し、州縣は風を承けて勞擾し、百姓は之に苦しむ。陽翟(漢には潁川郡に屬し、晋には河南郡に屬す。北魏は陽翟郡を置く。隋は郡を廢して縣と為し、襄城郡に屬す。唐の初めに嵩修に屬す。貞觀元年に許州に屬す。龍朔元年に洛州に屬し、畿縣と為す現・河南省許昌市禹州市)の尉の皇甫憬は上疏して其の狀を言う。上は方に融に任じ、憬を盈川の尉に貶す。州縣は旨を希い、多きを獲るに務め、(12-164p)虚しく其の數を張り、或は實戸を以て客と為し、凡そ戸八十餘萬を得、田も亦た是に稱う。

【ソグドの康待賓の反乱失敗】

■【康待賓の反乱】蘭池州(蘭池都督府 707 置く、突厥降戸六胡州、内蒙古自治区鄂托克前旗東敖勒召其古城、現・オールドス市オトク前旗オルジョチ・バルガス)の胡の康待賓(ソグド人か)は諸降戸を誘いて同じく反し、夏、四月、攻めて六胡州(高宗の調露元年に靈夏の南境に於いて降突厥を以て、魯州・麗州・含州・塞州。依州・契州を置き、唐人を以て刺史と為し、之を六胡州と謂う。長安二年に併せて匡長に州と為す。神龜三年に蘭池都督府を置き、六週を分けて縣と為す。六胡州は夏州の德静縣の北に在り)を陥し、衆七萬有り、進みて夏州に逼る。朔方總管の王峻、隴右節度使の郭知運に命じて共に之を討たしむ。

■ 戊戌(34)、敕す、

「京官の五品以上、外官の刺史、四府(京兆府・河南府・河中府・太原府)の上佐は、各々縣令一人を擧げしめ、其の政の善惡を視、擧者の賞罰を為すべし。」

■【康待賓討伐軍編成】太僕卿の王毛仲を以て朔方道防禦討擊大使と為し、王峻及び天兵軍節度大使の張説と相い知らしめて康待賓を討たしむ。

■ 六月、己卯(15)、中都を罷め、復た蒲州と為す。

■【陸象先の善政】蒲州刺史の陸象先の政は寛簡を尚び、吏民に罪有れば、多く曉諭して之を遣る。州の録事(唐の上州には録事三人を置く、正九品上。中下州は各々一人。下州は從九品下)は象先に言つて曰く、

「明公は極撻を施さず、何を以て威を示すや！」

象先は曰く、

「人情は遠からず、此の屬は豈に吾が言を解せざる邪？必ず極撻して以て威を示さんと欲すれば、當に汝より始むべし！」

録事は慚じ而して退く。像先は嘗て人に謂って曰く、

「天下は本は無事なり、但だ庸人は之を擾る耳。苟くも其の源を清くすれば、何ぞ治まらざるを憂えんや！」

■[康待賓を腰斬す]秋，七月，己酉(45)，王峻は大いに康待賓を破り、之を生きて擒とし、叛胡萬五千人を殺す。辛酉(57)，四夷の酋長を集め、康待賓を西市に腰斬す。是より先、叛胡は潜に党項(タングート族)と通謀し、銀城、連谷(北周は銀城県を置く。後に改めて銀城坊と曰う。貞觀四年に銀城を以て銀州に属す。八年に勝州に属す。又た隋の連谷戍を以て連谷県を置く。亦た勝州に属す。銀城、連谷は皆漢の圍陰県の地)を攻め、其の倉庾に據り、張説は步騎萬人を將いて合河關(嵐州合河県の北にあり)を出でて掩撃して、大いに之を破る。追いて駱駝堰に至り、党項は乃ち更に胡と戦い、胡の衆は潰え、西に走りて鐵建山に入る。説は党項を安集し、其の居業に復せ使む。討撃使の阿史那獻は党項の翻覆するを以て、並せて之を誅せんと請い、説は曰く、

「王者之師は、當に叛を伐ち服を柔らげるべし、豈に已に降るを殺す可けん邪！」

因りて奏して麟州(勝州の銀城、連谷を分けて置く。又、新秦県を置き、麟州の治所と為す。漢の新秦中の地なり)を置き、以て党項の餘衆を鎮撫す。

■九月，乙巳(41)朔，日之を食する有り。

■[王峻の左遷]康待賓之反する也、郭知運に詔し王峻と相知りて之を討たしむ。峻は上言す、

「朔方の兵は自ら餘力有り、請う知運に敕して本軍に還らしめん。」

未だ報ぜず、知運は已に至り、是に由りて峻と協わず。峻が招降する所の者は、知運は復た兵を縦ちて之を撃つ。虜は峻を以て己を賣ると為し、是に由りて復た叛く。上は以えらく、峻は遂に群胡を定める能わず、(12-165p)丙午(42)、峻を貶して梓州(漢の郡・廣漢・氐道の地。西魏・梁末に新州を置く。隋は梓州と改める。四川省嘉陵道三台県治、現・綿陽市三台県)刺史と為す。

■[姚崇の遺令]丁未(43)、梁の文獻公(姚崇の父の懿の諡にして、姚崇の諡は文貞公なり。唐書の誤りを踏襲す)の姚崇は薨じ、遺令す、

「佛は清淨慈悲を以て本と為す、而るに愚者は經を寫し像を造り、以て福を求めにことを冀う。昔周、齊は天下に分據し、周は則ち經像を毀ち而して甲兵を修め、齊は則ち塔廟を崇び而して刑政を馳み、一朝合戦し、齊は滅び周は興こる。近く者諸武、諸韋は、寺を造り人を度し、勝げて紀す可からず、族誅を救う無し。汝が曹は兒女子に效いて終身寤らず、冥福を追薦する勿れ。道士は僧が利を獲るを見、其の為す所に效う、尤も之を家に延く可からず。當に永く後法と為すべし！」

■癸亥(59)、張説を以て兵部尚書、同中書門下三品と為す。

■[郭知運は卒す]冬，十月，河西、隴右節度大使の郭知運(瓜州新昌の人)は卒す。知運は同縣右衛副率の王君奐(ちやく、[奥比火]の字に近し、瓜州常樂の人)と、皆な驍勇にして騎射を善くするを以て西陲に著名なり、虜の憚る所と為る、時人は之を王、郭と謂う。奐は遂に知運の麾下より代りて河西、隴右節度使と為り、涼州都督を判す。

■十一月，丙辰(2)、國子祭酒の元行衝は《群書四録》(甲部は經録、乙部は史録、丙部は子録、丁部は集録)を上る、凡そ書四萬八千一百六十九卷。

■庚午(6)、天下に赦す。

■十二月，乙酉(21)，上は驪山の温湯に幸す。壬辰(28)，宮に還る。(開元二年に有司請うて故事に因り、諸王を出して外州に刺史たらしむ)

■是の歳，諸王の都督、刺史と為る者は，悉く召して京師に還す。

■新たに蒲津橋(東岸は河東県、西岸は河西県)を作り，鐵を熔かして牛を為り(時に八牛を鑄、牛下に山有り、皆鐵なり。岸を挟み、以て浮梁を維ぐ)以て緇(大索)を系ぐ。

■[劉子玄の則天實錄]安州の別駕の劉子玄は卒す。子玄は即ち知幾也，上の嫌名(上の名は隆基)を避けて，字を以て行ふ。著作郎の吳兢は《則天實錄》を撰し，言う、

「宋璟、張説を激し(207 卷武后の長安三年にあり)魏元忠の事を證せ使む。」

説は史を修めて之を見，兢が為す所を知り，謬りて曰く、

「劉五(知幾は第五。唐人多く第行を以て相い呼ぶ)は殊えて相い借さず。」

兢は起ちて對えて曰く、

「此れ乃ち兢の為す所，史草は具に在り，明公をして死者を枉怨せ使む可し。」

同僚は皆な色を失う。其の後説は陰に兢に數字を改めんことを祈り，兢は終に許さず，曰く、

「若し公の請いに徇えば，則ち此の史は直筆と為さず，何を以て信を後に取らん！」

■[新曆と黃道游儀]太史は上言す、

「《麟德曆》は浸く疏にして，日食は屢々效あらず。」

上は僧の一行に命じて更に新曆(大衍曆)を造らしめ，率府兵曹(唐の東宮十率府に各々兵曹參軍あり、從九品上。大朝會を判句するを掌り、及び太子出るときは、鹵簿に随い、而して其の儀を莅む)の梁令瓚は黃道游儀(黃道の進退を知らんとするに黃道儀無し。令瓚は木を以て游儀を為る。一行は之を是とし、更に銅鐵を鑄、黃道をして運行せしめ、以て列舎の変を追う。二分の中に因りて以て黃道を立て、奎軫の間ら交わる。二至の升降各々十四度。黃道内に白道月環を施し、用つて陰陽の朧を究め、動くこと天運に合す)を造り以て七政(日月五星)を測候す。(12-166p)

■朔方節度使を置き，單于都護府，夏、鹽等六州，定遠、豐安二軍，三受降城を領せしむ。

玄宗至道大聖大明孝皇帝上之下開元十年(壬戌，722年)

■春，正月，丁巳(53)，上は東都に行幸し，刑部尚書の王志愔を以て西京留守と為す。癸亥(59)，有司に命じて公廩錢(武徳元年に制し、京司及び州県の官、各々公廩田を給し、其の管種を課し以て公私の費に供す。又た公廩園・公廩地有り。公廩錢とは其の利息を以て管理の俸給などに充てる為の資本金なり)を收め，稅錢を以て百官の俸に充てしむ。

■[職田]乙丑(1)，職田を収める。畝率は倉粟二門を給す。(唐の文武官には職分田あり、一品は十二頃、二品は十頃、三品は九頃、四品は七頃、五品は六頃、七品は三頃五十畝、八品は二頃五十畝、九品は二頃、皆百里の内の地を給す。諸州の都督・都護・親王府の官は、二品は十二頃、三品は十頃、四品は八頃、五品は七頃、六品は五頃、七品は四頃、八品は三頃、九品は二頃五十畝、鎮戍關津嶽瀆の官は、五品は五頃、六品は三頃五十畝、七品は三頃、八品は二頃、九品は一頃五十畝。貞觀十一年、職田は百姓を侵漁するを以て詔して逃還の貧戸に給し、職田の多少に視ひ、畝毎に粟二斗を給す。此れを地租と謂う。尋ぎて水旱を以て、復た之を罷む)

■二月，戊寅(14)，上は東都に至る。

■夏，四月，己亥(35)，張説を以て朔方軍節度使を兼知せしむ。

■五月，伊(弘農郡廬氏県の東北より出で洛陽に入る)、汝水(弘農郡より出で淮水に入る)は溢れ，數千家を漂溺す。

■閏月，壬申(4)，張説は朔方に如き邊を巡る。

■[契丹]己丑(25)，餘姚縣主の女の慕容氏を以て燕郡公主と為し，契丹王の郁干に妻あわす。

■六月，丁巳(43)，博州(現・山東省聊城市一帯)の河は決(決壊)し，按察使の**蕭嵩**等に命じて之を治せしむ。**嵩**は，梁の**明帝**之孫之。

■己巳(5)，制して太廟を増して九室と為し，**中宗**の主を遷して太廟に還す。(別廟に遷ること前卷五年にあり)

■**[裴景仙を先祖の勲功により許す]**秋，八月，癸卯(39)，武強(漢の河間の武隧県なり。晋は名を武強と更める、唐は冀州に属す。直隸省保定道武強県、現・河北省衡水市武強県)の令の**裴景仙**は，賊五千匹に坐し，事覺われ，亡命す。上は怒り，命じて衆を集めて之を斬らしむ。大理卿の**李朝隱**は奏す、

「**景仙**の賊は皆な乞取(頼んで貰い受ける)にして，罪は死に至らず。又た，其の曾祖の**寂**(孫の裴承先は武後の時に酷吏の殺す所となる)は義を建てるの大功有り，載初中に罪に非ざるを以て家を破り，惟だ**景仙**のみ獨り存し，今承嫡為り，宜しく其の死を宥し，之を荒遠に投ずべし。」

其の辭の略に曰く、

「十代賢を宥す(左傳に、晋の祁奚は叔向を請いて曰く、社稷の固なり。猶ほ十世まで之を宥さんとすと)，功は實に宜しく録すべし。一門祀を絶つ，情として或は哀れむ可し。」

制して杖殺せ令む。**朝隱**は又た奏して曰く、

「生殺之柄は，人主の専らにするを得る。輕重に條有り，臣下は當に守るべし。今若し乞取して罪を得，便ち斬刑に處せば，後に法を枉げ科に當たる有れば，何の**辟**(つみ)をか加えんと欲するや？國の為に法を惜しみ，期して律文を守る所以なり。敢えて法を以て人に隨い，曲げて**仙**の命を**矜**(あわれ)むに非ず。」

又た曰く、

「若し**寂**の勲(すべ)を都て棄て，**仙**の罪は特に加えれば，則ち叔向之賢は，何ぞ稱するに足る者ぞ。若敖之鬼(左傳に楚の令尹子文の言)，其れ餒えざらんや而！」

上は乃ち之を許す。**景仙**を杖つこと一百，嶺南の惡處に流す。

■**[安南賊帥の討伐]**安南の賊帥の**梅叔焉**等は州縣を攻めて圍み，驃騎將軍兼内侍の**楊思勳**を遣わして之を討たしむ。**思勳**は群蠻の(12-167p)子弟を募り，兵十餘萬を得，襲撃して，大いに之を破り，**叔焉**を斬り，屍を積んで京觀を為り而して還る。

■**[皇后への寵愛衰える]**初め，上之^上**韋氏**を誅する也，**王皇后**は頗る密謀に預り，即位數年に及び，色は衰え愛は弛む。**武惠妃**は寵有り，陰に傾奪之志を懷く。**后**の心は平らかならず，時に上に對して不遜の語有り。上は愈々悦ばず，密に秘書監の**姜皎**と謀り**后**が子無きを以て之を廢せんとす，**皎**は其の言を洩らす。嗣の**滕王**(當に濮王とすべし。太宗の子の魏王泰は罪を得、後に濮王に封じらる。薨じ子の欣は嗣。武後の時に酷吏の陥るる所と為りて貶せらる。神龍の初め、子の嶠は嗣滕王たり)の**嶠**は，**后**之妹の夫也，之を奏す。上は怒り，**張嘉貞**は旨を希い其の罪を構成し，云う、

「**皎**は妄に休咎を談ず。」

甲戌(10)，**皎**を杖つこと六十，欽州に流し，弟の吏部侍郎の**晦**も春州(現・広東省陽江市陽春市)司馬に貶す。親黨は坐して流され，死者は數人，**皎**は道に卒す。

■己亥(35)，敕す、

「宗室、外戚、駙馬，至親に非ざれば往還するを得る母れ。其れト相占候之人は，皆な百官之家に出入りするを得ず。」

■**[權楚璧の乱を平定]**己卯(15)夜，左領軍兵曹の**權楚璧**は其の黨の**李齊損**等と亂を作し，**楚璧**の兄の子の**梁山**を立てて**光帝**と為し，詐りて**襄王**(景雲二年に重茂は改めて襄王に封じらる)之子と稱し，左屯營の兵數百人

を擁して宮城に入り、留守の**王志愔**を求め、獲ず。曉ける比おい、屯營の兵は自ら潰える。**楚璧**等を斬り、首を東都に伝える。**志愔**は驚き怖れ而して薨ず。**楚璧**は、**懷恩**(吏となり、嚴能を以て称せらる)之侄なり。**齊損**は、**迴秀**(206 卷武后神功元年にあり)之子也。壬午(18)、河南尹の**王怡**を遣わして京師に如き、按問宣慰せしむ。

■**吐蕃**癸未(19)、吐蕃は小勃律(葱嶺地方カシミールの北西部、現・パキスタンギルギット)王の**沒謹忙**を圍み、**謹忙**は救いを北庭節度使の**張嵩**(新唐書では張孝嵩)に求めて曰く、

「勃律は、唐之西門なり、勃律亡べば則ち西域は皆な吐蕃と為る矣。」

嵩は乃ち疏勒の副使の**張思禮**を遣わして蕃、漢歩騎四千人を將いて之を救わしめ、晝夜倍道し、**謹忙**と合わせて吐蕃を撃ち、大いに之を破り、斬獲は數萬。是より累歳吐蕃は敢えて邊を犯さず。

■**[西京留守の宋璟の寛容]**王怡は**權楚璧**の獄を治(漢×)す、連逮甚だ衆く、之久しくして決せず。上は乃ち開府儀同三司の**宋璟**を以て西京留守と為す。**璟**は至り、止だ同謀數人を誅し、餘は皆な奏して之を原す。

■**[河曲六州の殘胡の徒民]**康待賓の餘黨の**康願子**は反し、自ら可汗と稱す。**張說**は兵を發して追討して之を擒とし、其の黨は悉く平らぐ。河曲六州の殘胡五萬餘口を許、**汝**(貞觀八年に伊州襄城郡を改める、河南省河洛道臨汝県、現・汝州市)、**唐**(漢の南陽郡、東は比陽・湖陽・平氏の地に界す。北魏は比陽に東荊州を置く。武徳五年に郡に唐城山有るを以て、改めて唐州と為す。河南省汝陽道沘源泉。現・南陽市唐河県)、**鄧**、**仙**(開元三年に汝州の葉・襄城、唐州の方城、豫州の西平、許州の舞陽を以て仙州を置く。河南省汝陽道葉県、現・平頂山市葉県)、**豫**等の州に徙し、河南、朔方の千里之地を空しくす。

■**[張說の兵力削減案]**是より先、縁邊の戍兵は常に六十餘萬、**說**は時に強寇無きを以て、奏して、

「二十餘萬を罷めて農に還ら使めん。」

上は以て疑いと為し、**說**は曰く、

「臣は久しく疆場に在り、具に其の情を知る、將帥は苟くも以て自衛し及び役使して私を營む而して已む。若し敵を禦ぎ勝ちを制するには、必ずしも多く冗卒を擁(相×)し以て農務を妨げず。(12-168p)陛下が若し以て疑いと為せば、臣は請う闔門百口を以て之を保たん。」

上は乃ち之に従う。

■**[壯士の召募、兵農分離]**初め、諸衛府の兵は、成丁より従軍し、六十に而して免れる、其の家も又た雜徭を免れず、浸く以て貧弱となり、逃亡して略ぼ盡き、百姓は之に苦しむ。**張說**は建議す、

「請う壯士を召募して宿衛に充て、色役を問わず、優に之が制を為さん、逋逃する者は必ず争い出でて應募せん」

上は之に従う。旬日にして、精兵十三萬を得、分けて諸衛に隸し、更番に上下せしむ。兵農之分かれるは、此より始まる矣。

■冬、十月、癸丑(49)、復た乾元殿を以て明堂と為す。(東都の明堂を以て乾元殿と為すこと前卷五年にあり)

■甲寅(50)、上は**壽安**(古の新安九曲の地。北魏は甘棠県を置く。隋の仁壽四年に改めて壽安県と為し、洛州に属す。河南省河洛道宜陽県、現・洛陽市宜陽県)の興泰宮に幸し、上宜川に獵す。庚申(56)、宮に還る。

■上は兵を北邊に耀かさんと欲す、丁卯(3)、秦州都督の**張守潔**等を以て諸衛將軍と為す。

■十一月、乙未(31)、初めて宰相をして共に實封三百戸を食ま令む。

■**[宰相をムチ打つべきや]**前廣州都督の**裴胄**先は獄に下り、上は宰相と其の罪を議す。**張嘉貞**は之を杖たんと請い、**張説**は曰く、

「臣は聞く刑は上大夫に上らずと、其の君に近きが為なり、且つ廉恥を養う所以也。故に士は殺す可く辱む可からず。臣は向に北邊を巡るとき、**姜皎**を朝堂に杖つを聞く。**皎**は官は三品に登り、亦た微功有り、罪有りて應に死すべくは則ち死し、應に流すべきは則ち流さん、奈何して軽々しく笞辱を加え、阜隸を以て之を待たん！**姜皎**の事は往き、復た追う可からず、**胄**先は狀に據れば流に当たる、豈に復た前失を踏む可けんや！」

上は深く之を然りとす。**嘉貞**は悦ばず、退きて**説**に謂って曰く、

「何ぞ事を論ずる之深き也！」

説は曰く、

「宰相は、時に來たりて則ち之と為す。若し國之大臣は皆な笞辱す可くば、但だ恐らくは行々吾が輩に及ばん。吾が此の言は**胄**先の為に非ず、乃ち天下士君子の為也。」

嘉貞は以て應える無し。

■十二月，庚子(36)，十姓可汗(武後の長安四年に懷道を冊して十姓可汗と為す)の**阿史那懷道**の女を以て**交河公主**と為し、突騎施可汗の**蘇祿**に嫁す。

■**[后土の復活]**上は將に晉陽に幸せんとし、因りて長安に還る。**張説**は上に言つて曰く、

「汾陰睢上に漢家の后土の祠(20卷漢の武帝元鼎四年にあり)有り、其の禮は久しく廢す。**陛下**は宜しく巡幸に因りて之を修め、農の為に穀を祈るべし。」

上は之に従う。

■**[公主の資送中止]**上の女の**永穆公主**(王繇に嫁ぐ)は將に下嫁せんとし、敕して資送すること**太平公主**(初め薛紹に嫁し、而して開元の初めに敗れる)の故事の如し。僧の一行は諫めて曰く、

「**武后**は惟だ**太平**一女のみ、故に資送すること特に厚し、卒に驕を以て敗れる、奈何して法と為さん！」

上は遽に之を止む。

玄宗至道大聖大明孝皇帝上之下開元十一年（癸亥，723年）

■**[張嘉貞を幽州刺史に左遷す]**春，正月，己巳(5)，車駕は東都より北巡す。庚辰(16)，潞州(玄宗は嘗て潞州の別駕なり)に至り、復た五年を給す。(12-169p)辛卯(27)，并州に至り、北都を置き、并州を以て太原府と為し、刺史を尹と為す。二月，戊申(44)，還りて晉州に至る。**張説**は**張嘉貞**と平らかならず、會々**嘉貞**の弟の金吾將軍の**嘉祐**の贓は發し、**説**は**嘉貞**に素服して罪を外に待つを勧める。己酉(45)，**嘉貞**を幽州刺史に左遷す。

■**[后土を祭る]**壬子(48)，后土を汾陰に祭る。乙卯(51)，平遙(漢の太原郡平陶県。北魏は國の諱を避けて平陶を改めて平遙と為す。周隋は介州に属す。唐は汾州に属す)令の**王同慶**を贛尉と為す、廣く儲侍を為し、百姓を煩擾に坐す也。

■癸亥(59)，**張説**を以て中書令を兼ねしむ。

■**[太原以北節度使]**己巳(5)，天兵、大武等の軍を罷め、大同軍を以て太原以北節度使と為し、太原、遼(武徳三年に併州の樂平・遼山・平城・石艾を分けて遼州を置く。八年に箕州と曰う。先天元年に上の名を避けて改めて儀州と曰う。中和三年に至りて方に復た遼州と曰う。此れ後來一定したる州名を以て之を書するなり)、石、嵐、汾、代、忻、朔、蔚、雲の十州を領せしむ。

■三月，庚午(6)，車駕は京師に至る。

■夏，四月，甲子(0)，吏部尚書の**王峻**を以て兵部尚書、同中書門下三品と為す。

■五月，己丑(25)，**王峻**を以て朔方軍節度大使を兼ね，河西、隴右、河東、河北の諸軍を巡らしむ。

■**[麗正書院を置く]**上は麗正書院を置き，文學之士を聚める。秘書監の**徐堅**、太常博士の**曾稽**(越州を帯びる)の**賀知章**、監察御史の**鼓城**(漢の臨平下曲陽両県の地。唐は定州に属す)の**趙冬曦**等は，或は書を修め，或は侍講し，**張説**を以て修書使と為し以て之を總べしめ，有司の供給優厚なり。中書舍人の洛陽の**陸堅**は以為えらく、此の屬は國に益無し，徒らに糜費を為すと，悉く奏して之を罷まんと欲す。**張説**は曰く、
「古より**帝王**は國家無事之時に於いて，宮室を崇くし，聲色を廣めざるは莫し。今天子**は**獨り文儒を延禮し，典籍を發揮し，益する所の者大に，損する所の者微なり。**陸子**之言は，何ぞ達せざる也！」
上は之を聞き，**説**を重んじ而して**堅**を薄んず。

■**[天下大同宣言]**秋，八月，癸卯(39)，敕す、

「前に逃人を檢括せ令む，煩擾を成さんことを慮る。天下は大同(統一)し，宜しく各々楽しむ所に従うべし，所在の州縣に令して安集し，其の生業を遂げしむべし。」

■戊申(44)，**宣皇帝**(諱は熙、涼の武昭王暠の曾孫、涼王歆の孫、弘農の太守重耳の子)を追尊(尊×)して廟號を**獻祖**とし，**光皇帝**(諱は天賜、宣皇帝の長子)の廟號を**懿祖**とし，太廟の九室に附す。

■**[吐谷渾]**是より先，吐谷渾は吐蕃之強きを畏れ，之に附く者は數年，九月，壬申(8)，衆を帥いて沙州に詣りて降り，河西節度使の**張敬忠**は之を撫納す。

■冬，十月，丁酉(33)，上は驪山に幸し，溫泉宮(陝西省關中道臨潼県、現・西安市臨潼区)を作る。甲寅(50)，宮に還る。

■十一月，禮儀使(郊祀に因りて禮儀使を置く)の**張説**等は奏す、

「**高祖**を以て**昊天上帝**に配し，三祖(高祖・太宗・高宗)並びに配する之禮を罷めん。」

戊寅(14)，上は南郊に祀り，天下に赦す。

■戊子(24)，尚書左丞の**蕭嵩**に命じて京兆、蒲、同、岐、華州の長官と府兵及び白丁一十二萬を選ばしめ，之を「長從宿衛」と謂い，一年兩番とし，州縣の雜役使用するを得る母からしむ。(12-170p)

■十二月，甲午(30)，上は鳳泉湯に幸す。戊申(44)，宮に還る。

■庚申(56)，兵部尚書、同中書門下三品の**王峻**は疏族を黨引するに坐して，蘄州刺史に貶せらる。

■**[中書門下と五房]**是の歲，**張説**は奏す、

「**政事堂**(旧制は宰相は常に門下省に於いて事を議し、之を政事堂と謂う。永徽元年に政事堂を中書省に移す。是に至りて説は政事堂を改めて中書門下と為し、其の政事印は中書門下の印と為す)を改めて中書門下と曰い，**五房**(史房、樞機房、兵房、戸房、刑禮房)を其の後に列し，庶政を分掌せしめん。」

■**[突騎施]****[杜暹は突騎施の金を拒否]**初め，監察御史の濮陽の**杜暹**は事を按じるに因りて突騎施に至り，突騎施は之に金を饋り，**暹**は固辭す。左右は曰く、

「君は身を異域に寄す，宜しく其の情に逆うべからず。」

乃ち之を受け，幕下に埋め，境を出で，移牒して之を取ら令む。虜は大いに驚き，磧を度りて之を追い，及ばず。安西都護闕くに及び，或は**暹**を薦む、

「往に安西に使いし，人は其の清慎なるに服す。」

時に**暹**は給事中より母の憂に居る。

玄宗至道大聖大明孝皇帝上之下開元十二年（甲子，724年）

■春，三月，甲子(0)，暹を起して西副大都護、磧西節度等使と為す。

■**[嗣王の混乱]**神龍の初め，澤王の上金(死すこと 204 卷武后天授元年にあり)の官爵を追復し，庶子の義珣を嶺南に求めるを得，其の故封を紹がしむ。許王の素節之子の瓘は，其の爵邑を利とし，弟の璆と謀り，人をして義珣を告げ使む、

「上金の子に非ず，妄りに冒して封を襲う」

と，復た嶺南に流し，璆を以て上金の後を繼がしめ嗣澤王と為す。是に至り，玉真公主は表す、

「義珣は實に上金の子なり，瓘兄弟の擯ける所と為る」。

夏，四月，庚子(36)，復た義珣を立てて嗣澤王と為し，璆の爵を削り，瓘を鄂州別駕に貶す。壬寅(38)，敕して宗室の旁繼して嗣王となる者は並びて宗に歸ら令む。

■**[天文観測の精緻化]**壬子(48)，太史監(唐の太史は秘書省に属す。景龍二年に太史局を改めて太史監と為し、令の名は改めず、秘書に隸せず。開元二年に又た令を改めて監とす)の南宮説等ら命じ河南、北の平地に於いて日晷及び極星を測らしめ，夏至の日中に八尺之表を立て，同時に之を候す。陽城(前漢は潁川郡に属し、後漢は河南郡に属す。北魏は陽城郡を置く。河南省河洛道登封県の東南三十五里)は晷の長さ一尺四寸八分弱，夜北極を視るに地を出ずること高さ三十四度十分度之四。浚儀岳台は晷の長さ一尺五寸微強，極の高さ三十四度八分。南の朗州に至れば晷の長さ七寸七分，極の高さ二十九度半。北の蔚州に至れば，晷の長さ二尺二寸九分，極の高さ四十度。南北相い距ること三千六百八十八里九十步，晷の差は一尺五寸三分，極の差十度半。又た南のかた交州に至れば，晷の表の南に出ずること三寸三分。八月，海中に南のかた老人星を望み下に，衆星粲然たり，皆な古の未だ名づけざる所なり，大率南極を去ること二十度以上の星は皆な見わる。(胡三省曰く、温公は通鑑を作る也、特に治乱の迹を紀するのみならず、禮樂・歴數・天文・地理に至るまで、尤も其の詳を致す。通鑑を読む者は、河に飲むの鼠の如く、各々其の量に充つるのみと)

■五月，丁亥(23)，諸道の按察使を停む。(八年に置く)

■**[逃戸の自首許可]**六月，壬辰(28)，制して逃戸の自首するを聽し，所在の閒田を辟(続は闢)き(12-171p)，宜しきに隨いて税を収め，差科するを得る母く征役，租庸一に皆な蠲免(減免)す。仍って兵部員外郎兼侍御史の宇文融を以て勸農使と為し，州縣を巡行し，吏民と議し賦役を定めしむ。

■**[山東の旱対策の人材派遣]**上は山東の旱を以て，命じて台閣の名臣を選(続は無)んで以て刺史に補う。壬午(18)，黃門侍郎の王丘、中書侍郎の長安の崔沔、禮部侍郎、知制誥の韓休等五人を以て出して刺史と為す。丘は，同皎(二張を誅するに預かり、武三思の手に死す)之従父兄子。休は，大敏(旧唐書韓休傳によれば、休の伯父の大敏は則天の初め、反者を雪ぐを以て死を賜る。休の父は大智と曰く)之孫也。

■**[崔沔を外に出す]**初め，張説は崔沔を引いて中書侍郎と為す。故事に，宣制を承ける(宣を承け及び制を承けるなり)は皆な宰相に出で，侍郎は位に署し而して已む。沔は曰く、

「官を設け職を分け，上下は相い維^{つな}ぎ，各々見る所を申べれば，事は乃ち失無し。侍郎は，令之貳也，豈に拱黙する而して已むを得んや！」

是に由り事に遇いて異同する所多し，説は悦ばず，故に是に因りて之を出す。

■**[突厥秋]**七月，突厥可汗は其の臣の哥解頡利發を遣わして來たりて婚を求む。

■**[楊思勳は單行璋を討伐]**奚州(漢の沅陵・零陵二県の地。梁は分けて大郷県を置く。旧は辰州を置く。武后天授二年に分けて奚州を置く。廣西省柳江道思恩県、現・広西チワン族自治区河池市環江マオナン族自治県)の蠻の單行璋は反す。監門衛大將軍

の楊思勳を以て黔中道招討使と為し、兵を將いて之を撃たしむ。癸亥(59)、思勳は行璋を生きて擒とし、斬首は三萬級而して歸る。思勳に輔國大將軍を加え、俸祿、防閣(唐の制に京師の文武職官には皆防閣有り、州県の官僚には皆白直あり)は皆な品に依りて給し。行璋を赦し、以て洵水府(商州にあり。唐の制に諸府には別駕無く、各々別將一人有り。上府は正七品下、中府は從七品上、下府は從七品下。別駕は當に別將と為すべし)の別駕と為す。

■[王皇后に子無し]姜皎は既に罪を得、王皇后は愈々憂いて畏れ安ぜず、然るに下を待つに恩有り、故に隨い而して之を譖する者無し、上は猶豫して決せざる者累歲。後の兄の太子の少保の守一は、後に子無きを以て、僧の明悟をして後の為に南北斗を祭ら使め、霹靂木(霹靂の震する所の木。張道陵の術を為す者、霹靂木を用いて印を為し、云う、雷氣有り、以て鬼物を鎮服す可し)を割き、天地の字及び上の名を書し、合わせ而して之を佩びしめ、祝して曰く、

「此を佩びれば子有り、當に則天皇后の如し。」

事覺われ、己卯(15)、廢して庶人と為し、別室に移して安置す。守一を潭州の別駕に貶し、中路に死を賜う。戸部尚書の張嘉貞は守一と交通するに坐して、台州(現・浙江省台州市臨海市)刺史に貶せらる。

■[突厥]八月、丙申(32)、突厥の哥解頡利發は其の國に還る。其の使者は軽く、禮數備わざるを以て、未だ婚を許さず。

■[宇文融の客戶抽出]己亥(35)、宇文融を以て御史中丞と為す。融は驛に乗りて天下を周流し、事は大小と無く、諸州は先ず牒して勸農使に上り、後に中書に申す。省司(尚書都省左右司の主者を謂う)も亦た融の指摠を待ち、然る後に處決す。時に上は將に大いに四夷を攘わんとし、用度に急なり、州縣(宇文融は策を獻じ、籍外の羨田・逃戸を括し、自ら占する者は、復五年を給し、丁毎に錢千五百を税す。州県は旨を希い、正田を羨と為し、編戸を客と為す)は融を畏れ、多く虚數を張り、凡そ客戶八十餘萬を得、田も亦た是に稱う。歲終に、緡錢數百萬を増し、悉く進めて宮に入る。是に由りて寵有り。議者は多く言う、

「煩憂して、百姓に利あらず」

と、上は百寮を(12-172p)尚書省に集めて之を議せ令む。公卿已下は、融の恩勢を畏れ、皆な敢えて異を立てず、惟だ戸部侍郎の楊瑒は抗議して、以為く、

「客を括して免税するは、居人に利あらず。籍外の田税を征(続は徴)するは、百姓をして困弊せ使め、所得る所は失う所を補わず。」

未だ幾くもなくして、瑒を(続は出)華州刺史と為す。

■壬寅(38)、開府儀同三司の宋璟を以て西京留守と為す。

■[謝颺朝貢]冬、十月、丁酉(33)、謝颺(吐火羅の西南に居る。或いは漕矩吒、漕矩頭慶、訶達羅支、梵文：Jaguda。武后が謝颺と改める。アフガニスタン方面ザープリスターン、王は鶴悉那(ガズナ)城に住む、現・ガズニー、唐書卷221下・列伝第146下)王の特勅は遣使して入りて奏し、稱す、

「去年五月、金城公主は遣使して個失密國(現・カシミール)に詣りて、雲わしむ、走りて汝に歸せんと欲す。個失密王は臣が國王に従いて兵を借り、共に吐蕃を拒まんとす。王は臣を遣わして入りて進止を取らしむ。」

上は以て然りと為し、帛を賜わりて之を遣る。

■廢後の王氏は卒し、後宮は后を思慕すること已まず、上も亦た之を悔いる。

■十一月、庚午(6)、上は東都に幸す。戊寅(14)、東都に至る。

■辛巳(17)、司徒の申王の摠は薨じ、惠莊太子と贈諡す。

■[封禪の意見相違]群臣は屢々上表して封禪を請い、閏月、丁卯(3)、制して、

「明るる年の十一月十日を以て泰山に事有らん」

時に張説は首として封禪之議を建て、而して源乾曜は之を為すを欲せず、是に由りて説と平らかならず。

■**契丹**是の歳、契丹王の李郁干は卒し、弟の吐乾は位を襲う。

玄宗至道大聖大明孝皇帝上之下開元十三年（乙丑，725年）

■**宇文融に農業政策を指令**春，二月，庚申(56)，御史中丞の宇文融を以て戸部侍郎を兼ねしむ。制して得る所の客戶の税錢を以て均しく所在の常平倉の本に充てしむ。又た使司に委ねて州縣と議して勸農社を作らしめ、貧富をして相い恤い、耕耘するに時を以てせしむ。

■乙亥(11)，更めて長從宿衛之士を命けて「擴騎」と曰い、分けて十二衛に隸し、總て十二萬人を六番と為す。

■**帝自ら人選**上は自ら諸司の長官(省寺監の長)の聲望有る者、大理卿の源光裕、尚書左丞の楊承令、兵部侍郎の寇泚等十一人を選びて刺史と為し、宰相、諸王及び諸司の長官、台郎(尚書郎、これより先尚書を改めて中台という)、御史(台郎御史は三省の官必ず皆集まるなり)に命じて洛濱に餞せしめ、供張甚だ盛んにするなり。賜るに御膳(尚食奉御の掌る所の天子の日供の常膳なり)、太常の具樂(太常をして之が為に樂を具えしむるなり)、内坊(内教坊、開元三年に宜春院の妓女を選置す)の歌妓を以てす。上は自ら十韻詩を書し、將軍の高力士に命じて之を賜う。(續は欠如)光裕は、乾曜之從孫也。

■**諸王の改名、任命**三月，甲午(30)，太子の嗣謙は名を鴻と更める。郟王の嗣直を徙して慶王と為し、名を潭と更める。陝王の嗣升を忠王と為し、名を浚と更める。鄂王の嗣真を棣王と為し、名を洽と更める。鄂王の嗣初を朗王と為し(欠如、續追記により補填、旧唐書肅宗紀による)、名を涓と更める。(12-173p)鄆王の嗣玄を榮王と為し、名を滉と更める。。又た子の澗を立てて光王と為し、灑を儀王と為し、沅を穎王と為し、澤を永王と為し、清を壽王と為し、洄を延王と為し、沐を盛王と為し、溢を濟王と為す。

■**周朝の酷吏の処分**丙申(32)，御史大夫の程行湛は奏す、

「周朝の酷吏(の中)來俊臣等二十三人は、情狀は尤も重く、子孫は請う皆な禁錮(仕官を禁ずる)せん。傅遊藝等四人は差輕し、子孫は近任を聽さざらん。」

之に従う。

■**楊承令の降格左遷**汾州刺史の楊承令は外補を欲せず、意は怏怏として、自ら言う、

「吾は出でて守たるは由有り。」

上は之を聞き、怒り、壬寅(38)，睦州の別駕に貶す。

【玄宗の封禪実行】

■**集賢殿**張説は封禪の儀を草して之を獻ず。夏，四月，丙辰(52)，上は中書門下及び禮官、學士と集賢殿に宴す。上は曰く、

「仙者憑虛之論なり、朕が取らざる所なり。賢者濟理之具なり、朕は今卿曹と合宴す、宜しく名を更めて集賢殿(唐六典に、洛陽宮の南面の三門の中を応天、左を興教、右を光政。光政の内を廣運と曰い、其の北を明福、明福の西なるを崇賢門と曰い、其の内を集賢殿と曰う)と曰うべし。」

其の書院の官の五品以上を學士と為し、六品以下を直學士と為す。張説を以て院事に知たらしめ、右散騎常侍の徐堅を之が副とす。上は説を以て大學士と為さんと欲す、説は固辭し而して止む。

■[封禪と突厥]説は以えらく、大駕が東巡すれば、恐らくは突厥は間に乗りて入寇せんと、兵を加えて邊を守らんと議し、兵部郎中の**裴光庭**を召して之を謀る。**光庭**は曰く、

「封禪者、成功を告げる也。今將に升りて天に中せん(記に曰く、名山に因りて升りて天に中すと。注に曰く、泰山に封ずるを謂う)とし、而して戎狄を是れ懼れるは、盛徳を昭かにする所以に非ざる也。」

説は曰く、

「然らば則ち之を若何せん？」

光庭は曰く、

「四夷之中、突厥は大為り、比屢々和親を求め、而るに朝廷(朝遷×)は羈縻して、未だ決許せざる也。今一使を遣わして、其の大臣を征し泰山に封ずるに従えば、彼は必ず欣然として命を承けん。突厥が來たれば、則ち戎狄の君長は皆な來たらざる無からん。以て旗を偃せ鼓を臥せ、枕を高くして餘り有る可からん矣。」

説は曰く、

「善し！説の及ばざる所なり。」

即ち奏して之を行ふ。**光庭**は、**行儉**(高宗に事え、選を典り、職鑿有り、將と為り功名を著わす)之子也。

■**突厥**[**突厥の説得**]上は中書直省(他官を以て中書省に直するを直省と謂う)の**袁振**を遣わして鴻臚卿を攝し、旨を突厥に諭さしむ、**小殺**は**闕特勒**、**曷欲谷**と帳中に環坐し、酒を置き、**振**に謂って曰く、

「吐蕃は、狗種(西戎は古には犬戎と謂う)なり。奚、契丹は、本は突厥の奴(臣下の意味)也。皆な主に尚するを得たり。突厥は前後に婚を求めるに獨り許さず、何ぞ也？且つ吾も亦た知る、蕃に入る**公主**は皆な**天子**の女に非ざるを、今豈に真偽を問わんや！但だ屢々請えども獲ず、諸蕃を見るを愧じる耳。」

振は之が為に奏請するを許す。**小殺**は乃ち其の大臣の**阿史德頡利發**をして入貢し、因りて東巡に扈從せ使む。

■五月、庚寅(26)、妖賊の**劉定高**は衆を帥いて夜通洛門を犯す。悉く捕えて之を斬る。

■秋、八月、**張説**は封禪の儀を議し、**睿宗**を以て皇地祇に配せんと請う。之に従う。(12-174p)

■[祥瑞奏請の中止]九月、丙戌(22)、上は宰臣に謂って曰く、

「《春秋》は祥瑞を書せず、惟だ年有るを記す。」

敕して今より州縣は更に祥瑞を奏するを得る毋からしむ。

■[水運渾天儀]冬、十月、癸丑(49)、水運渾天(水力により運轉する渾天儀)を作りて成り、上に列宿を具え、注水して輪を激し、其をして自ら轉じ、晝夜一週せ令む。別に二輪を置き、絡して天外に在り、綴るに日月を以てし、天に逆い而行い、淹速(遲速、運藤する速力をいう)は度に合う。木匱を置き地平を為し、儀をして半ば地下に在ら令む、又た二木人を立て、刻毎に鼓を撃ち、辰毎に鐘を撃たしめ、機械は皆な匱中に藏す。

■[帝は封禪に向かう]辛酉(57)、車駕は東都を發し、百官、貴戚、四夷の酋長は行に従う。頓を置く毎に、數十里の中に人畜野を被う。有司は供具之物を輦載し、數百里は絶えず。

■[泰山に至り封禪]十一月、丙戌(22)、泰山の下に至り、己丑(25)、上は法駕を備え、山下に至り、馬に御して山に登る。從官を谷口に留め、獨り宰相及び祠官と俱に登り、儀衛は山下に環列すること百餘里。

上は禮部侍郎の**賀知章**に問いて曰く、

「前代の玉牒之文は、何が故に之を秘するや？」

對えて曰く、

「或は密に神仙を求める、故に人の見るを欲せず。」

上は曰く、

「吾は蒼生の為に福を祈る耳。」

乃ち玉牒を出し、群臣に宣示す。庚寅(26)、上は昊天上帝を山上に祀り、群臣は五帝百神を山下之壇に祀る。其の餘は乾封の故事(乾封の封禪は101巻高宗乾封元年に有り)に仿う。辛卯(27)、皇地祇を社首に祭る。壬辰(28)、上は帳殿(野次に幄を連ねて以て殿と為す、因りて之を帳殿と謂う)に御し、朝覲を受け、天下に赦し、泰山の神を封じて天齊王と為し、禮秩は三公(古制に四岳は三公に視う)に加えること一等。

■[封禪も士卒に不満]張説は多く兩省(中書省・門下省)の吏を引き及び親しむ所を以て官を攝しめて山に登る。禮は畢り恩を推し、往往にして階を加えて超えて五品に入る而るに百官に及ばず。中書舍人の張九齡は諫めるとも、聽かず。又、扈從の士卒は、但だ勳(勳級)を加え而して賜物無し、是に由りて中外は之を怨む。

■[馬の増産]初め、隋末に、國馬は皆な盜賊及び戎狄の掠める所と為り、唐の初め才わすかに牝牡三千匹を赤岸澤に得、之を隴右に徙し、太僕の張萬歲に命じて之を掌らしむ。萬歲は其の職に善く、貞觀より麟德に至り、馬は蕃息し七十萬匹に及び、分けて八坊、四十八監と為し、各々使を置きて以て之を領せしむ。是の時天下は一縑を以て一馬に易う。垂拱以後、馬は潛に耗すること太半なり。上は初めて即位し、牧馬は二十四萬匹有り、太僕卿の王毛仲を以て内外閑廐使と為し、少卿の張景順を之が副とす。是に至りて馬四十三萬匹有り、牛羊は是に稱う。上之東封するや、牧馬數萬匹を以て従い、色別して群と為し、之を望めば雲錦の如し。上は毛仲之功を嘉し、癸巳(29)、毛仲に開府儀同三司を加える。

■甲午(30)、車駕は泰山を發す。庚申(56)、孔子の宅に幸して祭りを致す。

■[皇帝は王丘らを譽める]上は還り、宋州に至り、從官を樓上に宴し、刺史の寇泚は焉に預る。酒酣にして、上は張説に謂って曰く、

「向者に屢々使臣を遣わし分けて諸道を巡り、吏の善惡を察せしめ、今封禪に因りて諸州を歴、乃ち知る使臣の我に負くこと多きを矣。(12-175p)懷州(河北にあり)刺史の王丘は、餼牽(生贄の動物)之外に、一に他獻無し。魏州(河北にあり)刺史の崔沔、供張に錦繡無く、我に示すに儉を以てす。濟州(鉅野に治す)刺史の斐耀卿は、數百言を表し、規諫に非ざるは莫し、且つ曰く、『人或は重ねて擾せば、則ち以て成を告げるに足らず。』朕は常に之を坐隅に置き、且つ以て左右を戒める。三人の如き者は、人を勞して以て恩を市らず、真に良吏なり矣！」

顧みて寇泚に謂って曰く、

「比ちかごろ亦た屢々酒饌の豊かならずを以て朕に訴える者有り、卿が譽を左右に借りざるを知る也。」

自ら酒を舉げて之を賜う。宰臣は群臣を帥いて起ちて賀し、樓上は皆な萬歲を稱す。是に由り丘を以て尚書左丞と為し、沔を散騎侍郎と為し、耀卿を定州刺史と為す。耀卿は、叔業(齊の東昏侯の時に反して魏に入る)之七世の孫也。

■十二月、乙巳(41)、東都に還る。

突厥■突厥の頡利發は辭して歸り、上は厚く賜り而して之を遣り、竟に婚を許さず。

■王毛仲は上に寵有り、百官の之に附く者は輻湊す。毛仲は女を嫁し、上は問う、

「何をか須めるや」。

毛仲は頓首して對えて曰く、

「臣は萬事已に備われ、但だ未だ客を得ず。」

上は曰く、

「張説、源乾曜の輩は豈に呼ぶ可からざらん邪？」

對えて曰く、

「此れ則ち之を得る」

上は曰く、

「知る、汝が致す能わざる所の者は一人耳、必ず宋璟ならん也。」

對えて曰く、

「然り。」

上は笑いて曰く、

「朕は明日汝が為に客を召さん。」

明日、上は宰相に謂う、

「朕の奴の毛仲は婚事有り、卿等は宜しく諸々の達官と悉く其の第に詣るべし。」

既に而して日中す、衆客は未だ敢えて箸を舉げず、璟を待つ。之久しく、方めて至り、先ず酒を執り西に向いて拜謝し(君命の為に來たるを謝す。毛仲の為に來たるに非ざるなり)、飲みて^{はじ}卮^{さかづき}を盡くさず、遽に腹痛と稱し而して歸る。璟之剛直は、老い而して彌々篤し。

■**契丹**[**契丹の李邵固は封禪に同行**]是より先、契丹王の李吐乾は可突干と復た相い猜忌し、公主を攜えて來奔し、敢えて復た還らず、更めて遼陽王に封じ、宿衛に留める。可突干は李盡忠之弟の邵固を立てて主と為す。車駕は東巡し、邵固は行在に詣り、因りて從いて泰山に至り、左羽林大將軍、靜折軍經略大使に拜す。(四年に契丹は來たり降る、靜折軍を待つ漠府に置き、其の酋長を以て經略大使とす)

■**[帝自ら吏部の選試に関わる]**上は吏部の選試の公ならざるを疑い、時に選期は已に迫り、御史中丞の宇文融は密に奏す、

「請う吏部を分けて十銓と為さん。」

甲戌(10)、禮部尚書の蘇頌等十人を以て吏部の選を掌らしむ、試判將に^{おわ}畢らんとし、遽に召して禁中に入らしめて決定す、吏部尚書、侍郎は皆な預るを得ず。左遮子の吳兢は上表して、以為く、

「陛下は曲げて讒言を受け、有司を信じず、上に居り人に臨み誠を推し物を感じる之道に非ず。昔陳平(13卷漢の文帝元年にあり)、邴吉(26卷漢の宣帝神爵三年にあり)は、漢之宰相なり、尚ほ錢谷之數を對えず、斗死之人を問わず。況んや大唐萬乘之君は、豈に下に銓選之事を行うを得ん乎？凡そ選人の書判は、並びに請う之を有司に委ね、此の十銓を停めん。」

上は即ち從わずと雖も、(12-176p)明年は故に復す。

■是の歲、東都の斗米は十五錢、青、齊は五錢、粟は三錢。

■**[于闐王の反乱鎮圧]**于闐王の尉遲眺陰は突厥及び諸胡と結んで叛を謀り、安西副大都護の杜暹は兵を發して捕りて之を斬り、更に為に王を立てる。

令和7年10月5日 翻訳開始 12269文字

令和7年11月7日 翻訳終了 26571文字